

台東区

デザイナー・クリエイター等定着支援事業

区では、デザイナー・クリエイター等が区内に事業所や店舗を開設するにあたり、家賃の一部を **3年間** 補助します！！

補助対象

靴、鞆、ハンドバッグ、帽子、ベルト、ジュエリー、アパレル等のファッション雑貨関連産業及びデザインコンテンツ関連産業に携わるデザイナー、クリエイター等の中小企業者又は個人事業者

補助内容

補助限度額	補助率	補助対象経費	補助期間
月額 5 万円まで	対象経費(家賃)の 1/2以内	家賃のみ (敷金、礼金、共益費は除く)	36 か月

補助条件

- 1 令和2年10月1日以降に新規で物件に係る賃貸借契約を行っていること、又は、令和3年10月末日までに新規で物件に係る賃貸借契約を行うことができること。
- 2 交付期間中、台東区産業振興事業団商工相談員による経営相談を年1回受けること
- 3 補助終了後、区内に事務所又は店舗を構え、事業を継続すること
- 4 補助終了後3年間、事業遂行状況報告書を提出すること(年1回)
- 5 他の補助金による家賃補助等を受けていないこと

募集期間

令和3年(2021年)5月17日(月)～6月17日(木)

補助件数

5件 (対象者は審査会を実施して決定いたします)

くわしくはウラ面へ⇒

▼ 提出書類

- (1) 台東区デザイナー・クリエイター等定着支援事業補助金新規交付申請書
- (2) [別紙 1-1][別紙 1-2]事業計画書
- (3) [別紙 2]事業収支予算書
- (4) [別紙3]本補助金の事業経費に係る消費税の扱いについて
- (5) 最新決算期の決算報告書の写し（貸借対照表・損益計算書等）
- (6) 法人事業税の納税証明書（申請時点で納税完了している最新決算期のもの）又は領収書
- (7) 会社概要(様式自由)

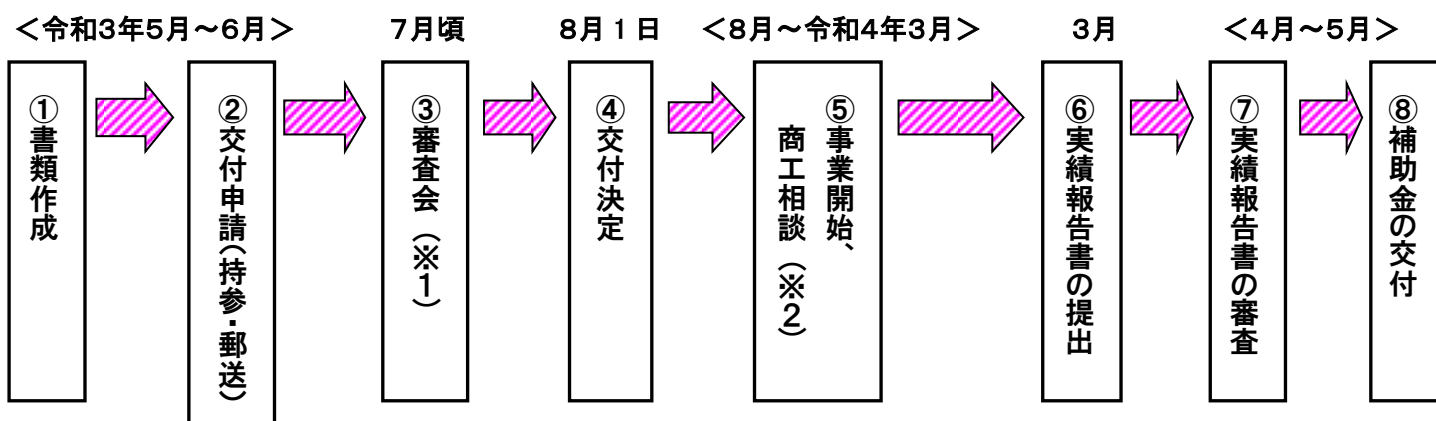
(1)～(4)の書式につきましては、区のホームページからダウンロードするか、区にご請求ください。



※個人事業者の場合には、(5)は確定申告書の写し、(6)は住民税の納税証明書(申請時点で納税完了している最新期のもの)をご提出ください。

※添付書類等に不備がある場合には、追加書類の提出を求められることがあります。また、提出期限までに書類がそろわないと申請受付はできません。

▼ 申請から交付までの流れ（審査会や交付決定の時期については変更になる場合があります。）



※1:申請期間終了後に審査会を実施します。審査会では、事業者の方に10分程度でプレゼンテーションを行っていただきます。ただし、申請件数が多い場合には、一次審査として書類審査を実施いたします。また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、書類審査のみとなる場合があります。

※2:交付決定後に、台東区産業振興事業団の商工相談を年度内に受けていただきます。(要予約・必須)

▼ 申請にあたっての留意点

- 申請は、持参または郵送も可としますが、6月17日(木)までにすべての書類が揃っていることが条件となります。なお、持参する場合は、土日・祝日を除く午前9時から午後5時までに産業振興課までご持参ください。
- 交付決定日以降の家賃が補助対象となりますので、令和3年度に新規交付決定を受けた場合は、令和3年8月分の家賃から補助対象となります。
- 補助金の交付は上記の⑦実績報告書の審査後になります。1ヶ月程度の時間を要しますので、書類の提出は余裕を持ってご提出ください。
- 令和4年度以降の補助金の交付には、各年度当初に「補助金交付継続申請書」をご提出いただく必要があります。

▽ 問合せ・申請先

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 地域産業担当
デザイナー・クリエイター等家賃支援事業 宛
〒110-8615 台東区東上野4-5-6 (9階⑤番)
電話 03(5246)1143

